

コロナ禍における冬季休業期間中の学生の過ごし方

学生のみなさんは、年末年始を迎え、間もなく冬休みに入ります。年末年始の学校スケジュールにつきまして、下表のとおりお知らせします。

日 程	学 校 行 事
令和3年12月23日(木)	授業終了
令和3年12月24日(金)	閉寮 ※ 授業なし
令和3年12月25日(土)～令和4年1月10日(月) [12月25日(土)～1月3日(月)]	冬季休業期間 ※ [] については、学校休業期間
令和4年1月10日(月)	開寮(帰寮日)
令和4年1月11日(火)	授業再開(登校開始)

また、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策につきましては、平素よりご理解とご協力をいただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染症におきましては、新たな変異株(オミクロン株)の発生により、感染拡大が懸念されておりますが、今のところ低い感染状況のまま推移しています。

現在の感染状況を踏まえて、冬季休業期間中におきましては、基本的な感染予防対策を引き続き行っていた上で、学生生活の一部を通常に近い形に戻すこととします。以下の点に留意いただき、楽しい冬休みを過ごしましょう。

広島商船高専の感染予防のための5箇条

- 1 基本的な感染対策の徹底(マスクの着用, 手洗い・消毒の励行, 3つの密の回避, 定期的な換気)
- 2 『感染リスクの高まる5つの場面』に注意した行動
- 3 毎日の体調報告の実施(毎朝の検温の実施及び前日の行動履歴の報告)
- 4 発熱等の場合には、医療機関を受診し自宅療養, 医師の判断により感染症に係る検査を受診
- 5 不安なこと、困ったことがありましたら、直ちに『学生お問い合わせフォーム』から相談

以上の5箇条を遵守していただくことで、以下のとおり対応を変更します。

- A 冬季休業明けの帰寮または登校にあたっては、**感染症に係る検査を受ける必要がありません。**
- B 冬季休業期間中にあつては、厳に慎む行動に定められた場所及び酒類の提供を専ら中心とする飲食店を除いて、**アルバイトを行うことができます。**ただし、**事前に『学生お問い合わせフォーム』から必ず届け出を行い、担当教員から指導を受けてください。**
- C 冬季休業期間中にあつては、基本的な感染対策及び『感染リスクの高まる5つの場面』に注意した行動ができれば、厳に慎む行動を行ったとしても、**登校許可証の取り消さないこととします。**ただし、**翌日の体調報告において、行動履歴の報告を必ず行ってください。**

なお、法に基づく緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置等が発出された場合には、本校の定める『令和3年度新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための基本方針』に基づき対応することになり、上述のA～Cの対応を変更することがあります。例えば、発出地域に起居する学生に限って、冬季休業明けの帰寮または登校にあたって、感染症に係る検査を求める可能性があります。

変更する場合には、直ちに Microsoft Teams 及び本校ホームページから緊急連絡を発出します。

令和3年12月16日(木) 広島商船高等専門学校長 河 口 信 義

[【学生お問い合わせフォーム QRコード】](#)



[【体調報告フォーム QRコード】](#)

